

# 令和4年度横須賀市立大楠中学校 学校運営協議会要項（改）

## 1 大楠中学校「**学校運営協議会**」の設置

横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則及び横須賀市立学校に設置する学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、本校に設置される学校運営協議会の名称を、『大楠中学校「**学校運営協議会**」』とする。

## 2 目的

- (1) **本会**は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、横須賀市教育委員会（以下「委員会」という）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等（以下「地域住民等」という）の学校運営への参画や、学校運営の支援・協力を推進することにより、学校と地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び生徒の健全育成に取り組むものとする。
- (2) **本会**は学校の円滑な運営を図るため学校に対して意見や助言を行い、学校が地域住民等とともに、より一層の社会に開かれた学校、信頼される学校づくりの推進に努める。
- (3) 教職員・地域住民等が、本校の学校教育目標及び目指す生徒像を共有する。
- (4) 本校の学校運営上の諸課題等を明らかにし、その解決に向けた支援や学校が進むべき未来について熟議することを通して、地域住民等との協働的な取り組みへとつなげる。
- (5) 学校と地域住民等との協働的な取組を通して、生徒の大楠地域への郷土愛を育み、未来の担い手としての意識の向上を図る。

## 3 構成員

- (1) **本会**の構成員は **12名**とする。構成員のうち、委員については8名とし、次に掲げる者のうちから、校長が推薦する。
  - <委員>
    - ・学校評議員6名（いじめ防止等問題対策委員含む）
    - ・地域代表2名（連合町内会長含む）
  - <その他の構成員>
    - ・保護者代表（PTA会長）
    - ・学校代表3名（校長・教頭・**連携推進グループリーダー**）
- (2) 地域代表については、大楠地区各町内会長に輪番（1年交代）で依頼する。

## 4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、1年（4月1日から3月31日）とし、再選を妨げない。なお委員の欠員により新たに任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 校長を除き、委員が人気の途中で辞職または、辞任しようとするときは、校長に申し出る。

## 5 会長及び副会長

- (1) 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出する。
- (2) 会長は校長と連携し、**本会**の円滑な運営を図る。
- (3) 副会長は教頭が努め、校長、会長を補佐し、**本会**の円滑な運営を図る。

## 6 委員の役割

- (1) 委員は、校長が示す学校運営の基本方針や教育課程の編成等について説明を聞き、学校目標や学校が育成を目指す生徒像、学校経営ヴィジョンを共有し、課題等を理解する。
- (2) 年3回開催される本会に参加し、学校運営等の課題について「熟議」する。
- (3) 本会で話し合った内容について、地域や保護者へ積極的に情報伝達を行う。
- (4) 日常的な学校の相談役となる。
- (5) 地域、保護者と学校をつなぐために必要に応じて自身のネットワークを活用して、学校と地域との橋渡しをするなど、様々な教育資源の活用が進むように支援する。
- (6) 学校が行う自己評価を踏まえて、年度末に学校関係者評価を行う。

## 7 基本的な方針の説明及び意見の申出

- (1) 校長は、委員が学校運営に参画し、協力が得られるよう、既存の資料の活用のほか、次に掲げる事項について、校長の学校運営方針を分かりやすくまとめた資料を作成するなどにより、説明に努める。
  - ・学校経営計画に関すること。
  - ・教育課程の編成に関すること。
  - ・学校と地域の連携に関すること。
- (2) **本会**から教育委員会への意見の申出を行うときは、校長を経由して行うものとする。

## 8 会議の運営

- (1) **本会**の会議は、年度ごとに3回、計画的に開催する。
- (2) **本会**は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育委員会事務局職員その他の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 9 地域への情報提供

- (1) **本会**は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が推進されるように学校ホームページ等により、**本会**の結果に関する情報を積極的に提供するよう努める。

## 10 報償等

- (1) 横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に規定された委員へは、横須賀市立学校に設置する学校運営協議会の運営等に関する要綱に規定している報償が教育委員会から支払われる。
- (2) その他、**本会**の運営に必要な費用や、(1)とは別に委員への報償が必要な場合は「学校運営協議会等推進費」、から支出する。

## 11 事務局

- (1) 事務局は大楠中学校内に置く。
- (2) 事務局は、**本会**の庶務を担う。
- (3) 事務局員は、校長、教頭、地域連携グループリーダーが努める。
- (4) 事務局員のあり方については、**本会**の状況に応じて見直しを行う。